

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告理由について。

原判決の所論約款の解釈に関する判断は正当であつて、所論のような経験則違反等の違法のあることはみとめられない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

右は全裁判官一致の意見である。

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官 栗 山 茂

裁判官 小 谷 勝 重

裁判官 藤 田 八 郎

裁判官 谷 村 唯 一 郎